

第 23 回臓器移植推進国民大会運営委託業務 公募型プロポーザル企画提案説明書

1 事業名

第 23 回臓器移植推進国民大会運営委託業務

2 事業目的

「臓器移植推進月間」の行事の一環として、臓器移植について、理解を深めていただくとともに、できるだけ多くの人々が臓器提供について家族と話し合い、意思表示を行っていただくよう広く国民に呼びかけることを目的として、臓器移植推進国民大会を開催する。

3 開催日時

令和 4 年 10 月 29 日（土）

4 開催方法

現地会場と動画共有サイト（YouTube 等）のハイブリッドとする。

5 大会参加者

現地会場は主催者、関係者など 100 人程度

※会場への一般参加者は想定しない（WEB 視聴による参加を想定）。

6 開催場所

札幌市内（北海道が選定する場所とする）

7 委託内容

- (1) 臓器移植推進国民大会の企画運営
- (2) 看板、誘導サイン等の作成
- (3) 会場運営業務（受付・誘導業務のため最低限の人数は配置すること）
- (4) 手話通訳及び要約筆記に関すること
- (5) 会場、受付等全体の設営及び撤去
- (6) 大会参加者の事前取りまとめ（申込み受付・抽選対応・結果通知・連絡先の管理を含む）
- (7) 本大会の企画運営に係る実施計画書、運営マニュアル及びシナリオ等の本事業で必要となる資料の作成
- (8) 大会開催までの機運醸成（特に高校生や大学生等の若者向け）
- (9) 開催ポスター等の作成
※動画共有サイト（YouTube 等）による配信を予定していることから、データでも提供すること。
- (10) WEB 配信への対応（音響機材等の調達を含む並びに視聴者への視認性を考慮すること）
- (11) 利用施設への各種申請手続き
- (12) 本事業の企画運営に係る一切の業務
- (13) 感染症の感染拡大防止策による当日の対応
 - ・会場出入口及び受付への手指消毒液の設置
 - ・受付での検温及び注意喚起の掲示（例：体調の悪い方は入場をお控えください、感染防止のためマスクを着用してください 等）

- ・会場への誘導（十分な間隔を取るよう配慮する）
 - ・会場へ資料の事前配布（席上に設置する）
- ※本事業は以下の内容を含むこと。

大会内容	時間 (目安)	備考
挨拶	10分	厚生労働大臣、北海道知事、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、公益財団法人日本腎臓財団理事長
感謝状贈呈式	30分	厚生労働大臣感謝状（20名程度）
企画	50分	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植にかかる周知・啓発を主とした企画 (例：移植医療の歴史についての講話、臓器提供の考えについてのパネルディスカッション) ・視聴者増加のための催し物 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した企画とすること。

※業務の実施に当たっては、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課と十分な連絡調整を図ること。

8 定例会及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は道と定例会を月1回開催し、責任者により業務の進捗状況の報告及び問題点の整理・改善提案等を行う。必要な場合、関係者（厚生労働省、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、公益財団法人日本腎臓財団及び公益財団法人北海道移植医療推進財団）が参加する場合がある。

また、定例会の内容については、受託者がその都度記録することとし、相互に確認した上で議事録として提出すること。

さらに、業務上、緊急を要する問題等が発生した場合には随時に打合せを行うこととし、打合せの方法は、電話のほか、WEB会議システムによることも可とする。

9 委託期間

本業務委託契約締結日から令和4年12月28日（水）まで

10 予算額上限

3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

契約金額については、会場施設利用料を含むものとする。

11 プロポーザル参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税

イ 本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

12 プロポーザル審査の考え方

参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査会で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託します。

なお、審査において評価する項目及び配点は概ね次のとおりです。

(1) 企画の妥当性（50 点）

- ・臓器移植医療への理解を促進するため、道民に対する効果的な呼びかけ等の内容に具体的な提案はあるか。
- ・企画が来場者（視聴者）に満足してもらえるような構成・手法（形式・演出）になっているか。
- ・目的を正確に理解し、大会の開催までの機運醸成について、目的に沿った提案となっているか。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した企画となっているか。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的な配慮を実施しているか。

(2) 企画の実現性（50 点）

- ・過去の実績等を踏まえ、提案業務を適切にかつ確実に履行できる体制（実施体制、経営基盤、人材等）を有しているか。
- ・組織や事業実施責任者・担当者は、必要な専門的知識、経験・ノウハウ等を有し、本業務を確実に遂行できる体制となっているか。
- ・動画共有サイト（YouTube 等）による配信について、視聴者が視認しやすい手法になっているか（手話通訳及び要約筆記を含む）。
- ・業務処理のスケジュールは妥当か（具体的・実現可能な内容であるか）。
- ・同規模以上の会議、シンポジウム等の開催実績はあるか。

13 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬物対策係（北海道庁本庁舎 6 階）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話番号（代表） 011-231-4111（内線 25-333）

電話番号（直通） 011-204-5265

14 手続き等

事業の委託に当たり、事前に参加表明書により資格審査を行い、資格を有する申請者に企画提案を要請します。

(1) 参加表明書の提出期限など

ア 提出部数 1 部

イ 提出場所 上記 13 に同じ

ウ 提出期限 令和 4 年 5 月 13 日（金）午後 5 時まで

エ 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする

(2) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知

提出された参加表明書の内容について審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出を要請します。

また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知します。

(3) 企画提案書の提出期限など

- ア 提出部数 15部
(社名は別途通知する「記号」を使用し、会社名が特定されないように記載してください。)
- イ 提出場所 上記13に同じ
- ウ 提出期限 令和4年5月20日(金) 午後5時まで
- エ 提出方法 持参もしくは郵送(郵送の場合は、簡易書留、書留のいずれかによること。)
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 企画提案の審査

ア 提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行います。日時及び場所については別途通知しますが、各提案者3名までの参加をお願いします。

イ 複数の企画提案や、映像・音声による企画提案は認められません。

ウ 企画提案が多数の場合は、書面による予備審査を行うことがあります。

(5) 企画提案を採用する者等への通知

提出された企画提案書の内容について審査・評価を行い、採用または不採用について通知します。

(6) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式または記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

15 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は主たる部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとします。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。

受託者は、委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければなりません。ただし、次の要件を満たすことが求められます。

- (1) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託することに合理的な理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

16 契約に関する基本的事項

- (1) 提案内容の修正
採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出
プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを得た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。
- (4) 契約書及び業務処理要領
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途提示する。
- (5) 知的財産等の取扱い
第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が処理を行い、その経費は委託費に含む。

17 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 支払条件
委託料は、契約書に基づき、委託業務の完了後に支払います。
- (4) 無効となる提出書類
参加表明書、企画提案書、付属資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明
提出された企画提案書の内容についてプロポーザル審査会（ヒアリング）を行う。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザル審査会（ヒアリング）への不参加を決めた場合は、その旨ご連絡ください。
- (6) 企画提案参加事業者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加事業者として選定されなかった事業者及び企画提案参加事業者のうち企画提案内容を選定されなかった事業者に対して、その旨を書面により通知する。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
上記13に同じ
- (8) その他留意事項
 - ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。
 - ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者には無断で使用しないものとする。
 - エ 提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
 - オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 参加表明書を提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、企画提案の意思が

ないものとする。

- キ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合、及び企画提案の提出者としての通知を受けなかった場合は、企画提案を提出することはできないものとする。
- ク 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しないものとする。
- ケ 企画提案事業者として選定された事業者を公表できるものとする。
- コ 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
- サ 企画提案のために北海道より受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできないものとする。
- シ 広報する内容については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。
- ス 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を北海道に移転する。